

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の概要

(令和2年4月7日発出、令和2年4月16日区域変更発出)

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和2年4月7日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県については、同月16日）から5月6日までとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

全都道府県の区域とする。

国民の皆様へ ～まん延を防止するために～

令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が行われました。

- ・緊急事態宣言は、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、国外で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策ではありません。
- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要な外出は、自粛の対象となりません。
- ・不要不急の外出及び「三つの密」（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））が重なる状況を避けるようにし、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないよう徹底しましょう。
- ・日常生活や職場では、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、密接した状況で呼吸が激しくなるような運動を行うことを避けましょう。
- ・食料品等の買い物は可能ですので、買い占めの必要はありません。冷静な対応をお願いします。
- ・不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動は控えましょう。
- ・感染防止のためには、できる限り頻繁に石けんを使って手洗いして下さい。
- ・咳をする際には、咳エチケットにより飛沫を飛ばさないようにし、室内の換気にも気を付けて下さい。

(内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 <https://corona.go.jp/>より)